

資料 1

委託業務仕様書

1 委託業務名

屋久島町国内向け観光誘客プロモーション事業業務委託

2 委託業務の目的

国内市場において、WEB等を活用した観光誘客プロモーションを実施することにより、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に落ち込んだ観光需要の喚起を図り、観光事業者をはじめとする町内事業者の経営安定に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

4 委託業務の内容

屋久島町（以下「本町」という。）の魅力効果を効果的に発信し、認知度向上および誘客促進を図るため、次の業務を実施すること。

- (1) WEB（SNSを含む）並びに書籍媒体を活用して本町の観光情報を発信し、本町への旅行意欲の喚起を図るほか、ページビューから得られるデータにより、閲覧者属性を分析すること。

なお、WEBでの情報発信は遅くとも令和5年2月初旬までに開始すること。対象地域は、首都圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）、愛知県、関西圏（大阪府、京都府、兵庫県）、福岡県、鹿児島県とする。

また、令和5年（2023年）は屋久島が世界自然遺産に登録されて30周年の節目を迎えることから、一つのトピックスとして発信すること。

- (2) 首都圏において、本町の魅力を直接的に消費者へPRするためのリアルイベントを実施する。イベントの内容は提案によるものとする。
- (3) 上記のプロモーションを通じて得られた結果をもとに、今後のプロモーション展開について助言・提案を行うこと。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、プロモーションの実施時期、内容等について委託者と協議の上、適宜調整、見直しを行うこと。

5 実績報告

- (1) 実績報告書の作成・提出

委託業務の終了後、委託業務の内容を記録した報告書を作成し、紙媒体2部、電子記録媒体（DVD）1部を屋久島町に提出すること。

- (2) 提出先

〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20
屋久島町観光まちづくり課 観光推進係 宛て

6 完了検査

委託業務の完了検査は、実績報告書により行う。

7 業務の履行その他特記事項

- (1) 委託業務の履行に際し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本町の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、本町にその損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 委託業務に関する協議等のため受託者が要する費用は、すべて受託者負担とする。
- (3) 受託者は、委託業務の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、書面により本町の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 受託者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (5) 受託者は、委託事業を実施するにあたって知り得た企業情報等について、守秘義務を遵守すること。
- (6) 受託者は、事故や業務上の課題などが発生した場合には、速やかに本町に報告すること。
- (7) 受託者は、委託業務に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。
- (8) 受託者は、委託業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (9) 委託業務について、この仕様書に記載されていない事項および疑義が生じた場合は、本町と受託者で協議の上、決定する。
- (10) 委託業務に係る内容は、本町と受託者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定することとする。
- (11) 委託業務の遂行にあたり、発生した事故等については受託者の責任において対処することとし、生じた損害については、原則として受託者が負担するものとする。
- (12) 受託者は、委託業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、本町の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。